

会報 全住協

2018
8月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

国土交通省との懇談会を開催

当協会は、7月27日(金)にホテルニューオータニにおいて国土交通省との懇談会を開催した。この懇談会は、毎年、国土交通省の幹部と住宅・土地政策の動向についての意見交換や住宅・土地税制などについて要望等を行うものである。

当協会からは神山会長を始め副会長・専務理事・常務理事・各団体会員代表者・各委員会委員長ほかが出席した。

冒頭、神山会長は、「来年10月に消費税率が10%に引き上げられるが、現状駆け込み需要はそれほどないものの、反動減は必ず起こると思われ、省エネ住宅ポイントの復活やすまい給付金、住宅ローン減税などの充実が不可欠である。また、都心の土地、建築単価の高騰からマンションの専有面積を小さくせざるを得ない状況が続いており、世帯構成の変化なども踏まえると給付金、減税措置等の面積要件の引下げをお願いしたい。一方、マンションの所有者不明化、老朽化は大きな問題であ



▲神山会長が挨拶



▲石田住宅局長



▲田村土地・建設産業局長

り、修繕積立金のあり方、区分所有法の再検討等について今から対処していくことが必要だ。」などと挨拶した。

その後、国土交通省から石田住宅局長、田村土地・建設産業局長の挨拶があり、(1)住宅政策をとりまく最近の動向、(2)最近の住宅生産行政の動向、(3)不動産政策の最近の動向、(4)不動産市場の最近の動向、(5)所有者不明土地問題に関する取組のテーマで各担当課長等から説明がなされた。

また、馬場副会長が最近の住宅・不動産の状況や消費者動向などを詳しく説明するとともに、消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減対策、平成31年度住宅・土地税制改正、平成31年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望を行い、質疑応答、意見交換が行われた。

最後に吉田副会長が「当協会も北海道から沖縄まで1,700社を超える団体になった。今後とも国交省に色々ご指導をいただきたい。」と挨拶し閉会した。

なお、当日は全住協から29名、国土交通省から22名が出席した。

目次

- ・国土交通省との懇談会を開催 1
- ・平成31年度住宅・土地税制改正要望等を提出 .. 2
- ・住生活女性会議講演会を開催 9
- ・「全住協山岳同好会」活動報告 10
- ・「全住協 新保障制度」のご案内 11
- ・人財開発コラム
- 第2回「全住協教育研修体系」について 13
- ・協会だより 16

平成31年度 住宅・土地税制改正要望等を提出

当協会では、「消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減対策について(重点要望)」「平成31年度住宅・土地税制改正要望」「平成31年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望」を以下のとおり取りまとめ、国土交通大臣ほか関係機関に提出した。

消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減対策について(重点要望)

政府は、本年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」を閣議決定し、2019年10月に消費税率を現在の8%から10%に引き上げる方針を明記しました。

2014年4月の消費税率8%への引上げ時には、耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が見られ、住宅・不動産市場へ大きな影響を及ぼしました。また、現在も分譲マンションの着工減少など厳しい状況が続いております。

つきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減対策として特に以下について要望いたしますので、その実現方をお願い申し上げます。

1. 省エネ住宅ポイント制度の復活・給付金の大幅な拡充

省エネ住宅ポイント制度を復活するとともに、すまい給付金を増額・拡大する。

[理由]

既に、10%への引上げ時のすまい給付金が措置されていますが、引上げに伴う負担を軽減するものであり、消費税率引上げに伴う心理的な買控えを払拭するものではありません。特に購入資金に余裕がない若年層にとって住宅購入の大きな動機づけとなる即効性がある措置が必要です。

2. すまい給付金・住宅ローン控除面積要件の緩和

共同住宅におけるすまい給付金・住宅ローン減税の床面積要件(現行:50㎡以上)を緩和する。

[理由]

住宅の広さだけでなく高いセキュリティや耐震性、居住性、職住近接(都心居住)など住宅の質や利便性を求める若い世代や高齢者世帯では、コンパクトマンションに対する需要は確実に存在しています。また、所得が伸び悩む中で、子育て世代が、現行の面積要件の50㎡未満のマンションを購入する場合があります。たとえば夫婦と子供一人家族の最低居住面積水準は40㎡で、特に子供が小さい間は居住空間として問題がありません。こうした世帯に対する住宅取得支援策は新たな需要を掘り起こすことにもつながります。

3. 住宅ローン控除期間の延長

住宅ローン控除期間(現行10年)を延長する。

[理由]

住宅ローン控除の限度額は、一般住宅で400万円となっていますが、多くの場合、10年間の控除期間では控除しきれません。また、子育て世帯にとっては、10年後の控除期間終了時には、子供の成長に伴い教育費の負担も増額します。控除期間を延長することによって、長期間にわたって負担を軽減することができます。

4. 住宅取得等に係る贈与税の非課税制度の適用期間の延長

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用期限を延長する。

[現行の非課税枠(質の高い住宅)]

平成31年4月1日～平成32年3月31日	3,000万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	

住宅・土地税制改正要望等

1,200万円

※質の高い住宅以外の一般住宅については、500万円を差し引いた額。

[理由]

住宅取得資金が不足する子育て世代を支援するため、高齢者が保有する金融資産を積極的に活用することにより住宅取得に係る負担を軽減することができます。

5. フラット35Sの拡充

フラット35Sの優遇金利適用期間を延長する。

[理由]

特に若年世帯の負担を軽減するため、長期間にわたって優遇金利を適用する必要があります。

平成31年度住宅・土地税制改正要望

わが国経済は、雇用・所得環境の改善を受けて、緩やかな回復基調が続いており景気回復期は5年を超える長期となりました。しかしながら将来的な社会保障や子供の教育費の負担増、来年10月に予定される消費税率の引上げ、海外経済の不確実性などの不安要因があり、特に所得の上昇が見られない若年層においては、消費意欲の拡大に結びついていないのが現状です。

住宅・不動産市場は、新設住宅着工戸数はここ数年90万戸台で推移しているものの、平成29年度は持家、貸家、分譲マンションが前年度比3%を超える減少となりました。また、全国マンション価格は過去最高の水準となり、今後も事業用地の取得難や住宅建設コスト高の傾向から、平均的な勤労者の住宅取得環境は厳しい状況となっております。

加えて、少子高齢社会への対応、増え続ける空き家と所有者不明土地の問題、老朽化するマンション対策、既存住宅の流通促進など多くの課題に直面しております。これらを解決するためには、税制、金融、予算などの政策手段を効果的に組み合わせ、積極的に必要な措置を講じることが不可欠であります。

つきましては、来年度の住宅・土地税制改正について、下記のとおり要望いたしますので、その実現方をお願い申し上げます。

第一 住宅関係税制

1. 住宅税制の抜本的な見直し

国民が負担を感じることなく住宅を取得できるよう、消費税を含む住宅に係る税制について、抜本的な見直しが必要である。

2. 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の延長

事業者が中古住宅を買い取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後に住宅を再販する場合、仕入時の不動産取得税の以下の特例措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

住宅 築年数に応じて、一定額を減額
敷地 一定の場合に減額

[理由]

中古住宅流通・リフォーム市場の活性化に資するため、事業者の負担を軽減することによって積極的な取組みを促進する必要があります。

3. サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の適用期限の延長

以下の特例措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

- (1) 固定資産税 5年間、税額を2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準3分の2)
- (2) 不動産取得税
家屋 課税標準から戸当たり1,200万円控除
土地 税額から一定額(家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額)を軽減

[理由]

賃貸住宅供給における税負担の軽減を図り、バリアフリー化された住宅ストックの整備を一層推進し、高齢者の居住の安定確保に取り組む

住宅・土地税制改正要望等

必要があります。

4. 防災街区整備事業に係る税制上の特例措置の延長

防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる権利床に該当する家屋について、固定資産税を居住用住宅にあつては3分の2を、非居住用住宅にあつては3分の1を5年間減額する特例措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

[理由]

防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進し、当該密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的・健全な利用を図るためには、権利床・保留床取得者の負担軽減を図る本特例の延長が必要です。

5. 空き家の発生を抑制するための特例措置の延長・拡充

- (1) 相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例措置の適用期限(平成31年12月31日)を延長する。
- (2) 以下の適用要件を緩和する。
 - ① 直前居住要件
被相続人が死亡前に老人ホーム等に入所していた場合等についても対象とする。
 - ② 除却等の時点に関する要件
譲渡後に除却等する場合も対象とする。

[理由]

防災、衛生、景観等の観点から周辺住環境に影響が大きい空き家の除却、売却等を積極的に促進する必要があります。

6. 住宅ローン控除、すまい給付金、贈与税の特例、不動産取得税の特例、登録免許税等の軽減措置などの適用要件の緩和

共同住宅における床面積要件(現行:50㎡以上)を緩和する。

[理由]

都心居住の利便性や高いセキュリティ、耐震性、居住性などに優れたコンパクトマンションなどの取得者に対する支援も必要です。

7. 空き家対策を推進するための土地の固定資産税の特例措置の創設

空き家の所有者が自発的に撤去や有効活用を目的として当該空き家を取り壊し、取り壊した後5年以内に当該土地を活用する場合、現行の住宅地特例(固定資産税の課税標準を6分の1に減額)を適用することとする。

[理由]

空き家を取り壊すことによる、税制上の不利益を解消し、所有者が空き家の除却に対して積極的に取り組むことを支援する必要があります。

第二 土地関係税制

1. 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長

以下の土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

- (1) 所有権の移転登記
(本則)1,000分の20→(軽減)1,000分の15
- (2) 所有権の信託登記
(本則)1,000分の4→(軽減)1,000分の3

[理由]

住宅・不動産市場を活性化するためには、土地取引の活性化及び流動化を積極的に促進する必要があります。

2. Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の延長

以下の特例措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

- (1) 登録免許税
移転登記(本則)1,000分の20→(軽減)1,000分の13
- (2) 不動産取得税 課税標準から5分の3控除

住宅・土地税制改正要望等

[理由]

住宅・不動産市場を活性化するためには、豊富な資金力を有するJリート等の活用が重要であり、これらが不動産を取得する際の税負担の軽減措置の継続が必要です。

3. 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の延長

以下の特例措置の適用期限(平成31年3月31日)を延長する。

(1)登録免許税

移転登記(本則)1,000分の20→
(軽減)1,000分の13

保存登記(本則)1,000分の4→
(軽減)1,000分の3

(2)不動産取得税 課税標準から2分の1控除

[理由]

不動産特定共同事業は、建築物の耐震化や老朽不動産の再生等の都市機能の向上、地域活性化に有効です。さらなる民間不動産投資を推進するために特例措置の延長が必要です。

4. 所有者不明土地を円滑に利用するための特例措置の創設

所有者不明土地に使用権を設定し、公園、広場等として利用する地域福利増進事業に係る所得税・法人税の特例を創設するなど税制等の措置を講じる。

[理由]

増え続ける所有者不明土地を円滑に利用するために税制等の支援は不可欠です。

5. 住宅地における良好な街並みの維持に資する相続税の非課税制度等の創設

被相続人が居住していた住宅を、同居していた相続人が相続した場合には、その住宅及びその敷地について相続税を非課税又は徴収猶予とする。

[理由]

相続対策の一環として、住宅の取り壊しを含

む敷地の一部又は全部の売却により、細分化や不整形化が進行し、住宅地の当初の開発理念を維持することが困難となり、良好な居住環境が悪化している事例が指摘されています。

敷地細分化を防止し良好な街並みの維持を図る観点から、非課税又は徴収猶予とする制度を創設する必要があります。

6. 個人の不動産所得に係る損益通算の特例措置の改善

個人の不動産所得における土地取得のための借入金利子の損益通算制限を廃止する。

[理由]

住宅不動産投資に対するインセンティブを付与するとともに、投資事業を通じた賃貸住宅の供給円滑化により、単身者の住宅ニーズに応える必要があります。また、マンションは、土地・建物が不可分一体のものであるので、利息を土地分と建物分に区分することは、合理性に欠けると考えます。

平成31年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望

政府は、本年6月15日、「骨太の方針」(経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～)、「未来投資戦略2018-「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革-」を閣議決定しました。力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組みが示され、空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させることが明示されました。

また、強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」を着実に推進し、安全なまちづくりに向けて、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化などの取組みを進めることが掲げられま

住宅・土地税制改正要望等

した。

住宅金融支援機構の関係では、昨年、地方創生等の推進の一環としてフラット35子育て支援型・地域活性化型(金利引下げ幅▲0.25%)がスタートしましたが、本年度は地域活性化型に「空き家対策」が追加されたほか、フラット35リノベの技術基準の見直し、リバースモーゲージ型住宅ローンにおける制度改善等が行われ、若年世帯、子育て世帯の住宅取得に大きく寄与することが期待されます。

上記方針等も踏まえ、引き続き良質なストックの形成に向けて金融面から政策的に誘導することは重要であり、住宅投資の拡大を図る観点からフラット35、リフォーム融資など、融資制度の一層の拡充、運用の改善をお願い申し上げます。

I. 予算について

1. フラット35の9割超融資の上乗せ金利の引下げ等の実施

- ①フラット35の9割超融資の上乗せ金利(+0.44%)を引き下げる。
- ②上乗せ金利は9割超の部分に限定し、9割以下の部分には元の金利(上乗せしない金利)を適用する。

[理由]

上乗せ金利(+0.44%)はあまりにも高すぎます。住宅市場を活性化するためには、9割超の需要に十分応える必要があります。

2. 借入対象費用(諸費用)の拡充

引越費用、新築マンションの修繕積立基金について、借入対象となる住宅の費用に追加する。

[理由]

借入対象費用の諸費用相当額は徐々に拡大されつつありますが、引越費用、新築マンションの修繕積立基金についても融資の対象とすることは、自己資金に余力のない若い子育て世代の住宅取得を支援する上で重要であります。

3. リフォーム融資の拡充

- ①リフォーム融資の限度額を引き上げる。
(現行)1,000万円→(要望)2,000万円
- ②リフォーム融資の対象に省エネ改修工事を追加する。

[理由]

近年における地震災害の頻発を踏まえ、既存住宅の耐震改修を進めることは喫緊の課題です。大規模な改修の場合には、現行の限度額では不足することがあります。

また、地球温暖化防止に向け家庭部門のCO₂排出の削減を図るため既存住宅の省エネ性能の向上を促進する必要があります。

4. まちづくり融資制度の拡充

住宅・不動産市場活性化のための緊急対策及び経済危機対策で措置されていた「有効空地確保事業」を復活していただきたい。

[理由]

現在、マンション建替え事業を始め5タイプの事業が融資対象となっていますが、以前措置されていた「有効空地確保事業」は、依然として中堅事業者の資金調達手法として有効な制度であります。

5. リバースモーゲージの普及の促進

機構が提供するリバースモーゲージ型住宅ローン及び機構の住宅融資保険を活用した民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の住宅ローン(建設・購入資金)について、一層の普及の促進を図っていただきたい。

[理由]

今後、老朽化マンションの建替えが大きな課題となってきます。高齢者の資金負担を軽減する方策として、リバースモーゲージの普及促進を積極的に図っていただきたい。

II. 運用の改善について

1. フラット35の融資率9割を超える場合の審査の改善

フラット35の融資率9割を超える場合、より慎重に審査を行うこととなっているが、9割以下の融資の場合と同様の審査としていただきたい。

[理由]

- ・より審査が厳しいため、利用しにくい状況になっています。
- ・9割超融資の円滑な実施は、自己資金に余力のない若い子育て世代の住宅取得を支援する上で重要であります。

2. 産休・育休者に対する審査の改善

産休・育休者の収入の取扱いについて、産休前の収入又は復職後の見込み収入等を勘案し、産休・育休者の収入が加算されるよう検討いただきたい。

[理由]

共働き世帯が多い中であって、産休・育休者の収入加算条件が購入判断の足かせとなっています。復職する意欲のある女性であっても、産休・育休に入ると所得ゼロとみなされる審査を見直していただきたい。

3. 年収の審査方法の改善

①年収について、年初の1月～3月の申込みの場合、現行制度では前年収入ではなく前々年の収入となるため(年度切替えの審査のため)、前年の収入(源泉徴収票等)による審査に改めていただきたい。

②勤続1年未満の申込者の収入判断について、入社初月收入は通常勤務月の収入と比べ低くなっている場合があるため、割戻計算は入社2か月目からの収入としていただきたい。

[理由]

政策的な後押しもあって近年収入が増加傾向にありますが、1月～3月に申込みをした場合、前年収入ではなく前々年の収入が審査対象となります。そのため前年収入が、前々年の収入より上がっているにもかかわらず、購入を諦めざるを得ないケースがあります。収入増がタイム

リーに反映される方法にしていきたい。

4. 個人情報によるローン否決に対する緩和措置

携帯電話代金、オートローン、奨学金等の支払い遅延等による場合の審査基準の緩和を検討いただきたい。

[理由]

異動情報にならないうっかり滞納については、大目にみていただきたい。給与口座以外の口座で携帯電話の料金等の自振を設定していて、残高がうっかり足りなかったという方が利用可能となることを希望します。

5. フラット35の申込者要件の弾力的な運用

永住許可を受けていない外国人にも、日本在住期間、勤続期間、自己資金比率、保証人(日本人)等の条件を付して、フラット35を利用できるよう検討していただきたい。

[理由]

国内における外国人の住宅取得意欲を実現し、居住の安定に資することになるので、一定の条件を付して弾力的な運用をお願いします。

6. 団体信用生命保険(3大疾病保障付)加入条件の緩和

3大疾病保障付の場合の現行の加入条件(満15歳以上満51歳未満)を緩和し、満51歳以上でも加入できるよう検討していただきたい。

[理由]

フラット35の申込要件が、申込時の年齢が満70歳未満となっていることから、同様の扱いとしていただきたい。

7. 団体信用生命保険未加入時に係る審査金利の見直し

団体信用生命保険に加入しない場合、貸出金利から団信保険料を控除(▲0.2%)した金利で審査をしていただきたい。

住宅・土地税制改正要望等

[理由]

全ての申込者が団体信用生命保険に加入する前提で貸出金利に0.2%上乗せされた金利で審査が行われており、団体信用生命保険に加入しない場合、融資限度額が下がることとなり資金計画に影響があります。

8. 申込書類、手続き等の一層の簡素化

- ①金融機関によって、必要書類が異なるため統一していただきたい。
- ②完成物件の契約等で引渡しまでの期間が短い場合は、全ての書類が揃わなくても、条件付きの審査も可能となるよう弾力的な対応を検討いただきたい。

[理由]

- ・取扱金融機関によって、求められる書類が異なるため統一をお願いします。
- ・勤務先法人の社印が必要な場合等には、一定の期間が必要となります。

Ⅲ. 提 言

1. 残価設定型住宅ローン等の創設

新しい住宅ローンとして、「残価設定型住宅ローン」など、多様な住宅ローンのあり方について検討を深めていただきたい。

[理由]

若年勤労世帯の年収が漸減し、一方では住宅価格が上昇傾向にある中であって、住宅ローンの負担をさらに軽減し住み替えの促進を支援するため、新たな低金利ローンの商品化が求めら

れています。

2. 完済時年齢の引上げ

住宅ローン完済時の年齢(現行:80歳未満)を「85歳未満」に引き上げていただきたい。

[理由]

民間金融機関では、完済時の年齢が「85歳未満」まで引き上げられているケースがあります。

3. 兄弟姉妹による連帯債務等について

兄弟姉妹による連帯債務・購入物件の共有を認めていただきたい。

[理由]

民間金融機関では、兄弟姉妹による連帯債務等を認めているケースがあります。

4. 適合証明書交付事務の合理化

認定長期優良住宅又は住宅性能表示制度を利用している場合、適合証明機関と事業者が予め提携し、一定の情報開示を行うことにより適合証明書の交付手続きを省略できるよう検討していただきたい。

[参考]

機構承認住宅(設計登録タイプ)

フラット35技術基準に適合する住宅のうち、同一の型式を繰り返し供給するプレハブ住宅等をあらかじめ承認し、その設計図書を登録することによりフラット35等の物件検査手続きの合理化、当該住宅の情報提供等を通じて、良質な住宅の供給推進を図るものです。

宅地建物取引士法定講習のご案内

1. 講習日 平成30年10月5日(金)

2. 講習時間 9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成30年10月5日~平成31年4月4日までの取引士証をお持ちで更新を希望

する方。

4. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階

TEL 03-3511-0611

詳細はホームページを参照ください。

[URL] <http://www.zenjukyoku.jp>

住生活女性会議講演会を開催

6月29日(金)弘済会館にて、「これからの住まい・まちづくりを考える」をテーマに伊藤明子国土交通省住宅局長による講演会を行った。

開会にあたり、柳内住生活女性会議座長が「政府は女性活躍推進を掲げているが、男の世界で長年生きていると、女性の希望どおりに世の中を変えるのは難しいと感じる。視点を変えて、これからは全ての女性の味方として応援していきたい。」と挨拶した。続いて、花沢常務理事が「本日は、華やかな雰囲気の中で驚いている。当協会は中核団体として会員や消費者の意見を申し上げるよう、伊藤局長にはご指導いただき大変感謝している。」と述べた。

講演では、日本の人口構成等が変容する中、住宅の質も広さから立地志向へと変わりつつあることや、増え続ける空き家の除却やその活用事例、民間の既存住宅を活用しての新たな住宅セーフティネット制度を紹介した。

最後に、伊藤局長は「住宅局長になって約1

年経つがメインテーブルにつく女性はほとんど見かけない。チャンスがあれば、メインテーブルにつくことをためらわないでほしい。良いネットワークを築くことで、良いビジネスに繋がっていく。」と締めくくった。

北澤副座長による中締めでは、「我々も伊藤局長のように様々なことを学んでいかねばならない。これからも不動産業界に女性が参入して活躍してほしい。」と語った。



第14回耐震化実践アプローチセミナーのご案内

—東京都2018年度耐震キャンペーン—

日時 平成30年9月4日(火)
17:30 開場 18:00 開会
場所 東京都庁第一本庁舎5階大会議場
内容 【第一部】

『東京都の耐震化推進条例とその対策』
緊急輸送道路沿道耐震化推進条例の説明
講師：東京都都市整備局

耐震化推進担当部長
青木 成昭 氏

【第二部】

『いまさら聞けない耐震化のこと』

- ①日本の建築構造の理解
講師：(株)小平設計
- ②外側耐震補強の方法と補強工事施工例
講師：矢作建設工業(株)
- ③マンションで耐震化を確実にを行う為に
～合意形成の重要性～

講師：横浜市住宅供給公社

④住宅金融支援機構における耐震
改修支援について

講師：(独)住宅金融支援機構

※セミナーと並行して個別相談会を
実施します。

定員 250名 入退室自由。要予約。

申込み・問合せ

下記の協会ホームページを始め、
TEL、FAX、E-mail等にてお申込み・
お問合せください。

URL：http://www.zenjukyoo.jp

(一社)全国住宅産業協会

TEL 0120-363-232

(全住協コールセンター)

FAX 03-3511-0616

E-mail：taishin@zenjukyoo.jp

「全住協山岳同好会」活動報告

全住協山岳同好会では、ほぼ月一回登山を行っています。同好会として約4年が経ちました。今年は1月鋸山(千葉県)、3月陣馬山(東京都)、4月倉戸山(東京都)、5月赤城山(群馬県)、6月鳳凰三山(山梨県)、7月北アルプス・白馬岳(長野県)に登りました。

登山の楽しみは人それぞれあると思いますが、

1. 頂上に立つ喜び
2. 自然に触れる時間を持てること
3. 下山後のお酒・ごはん
4. 下山後の温泉・お風呂
5. 体力増進
6. ただ登るだけで楽しい

などなど。いろいろ考えられますが、登っていくうちに新たな楽しみを見つけられるのも登山の醍醐味かと思えます。

今後は右記の山行を計画しています。ご興味のある方はお気軽にお問合せください。

山行のメンバーは、全住協会員の代表者の方、社員の方やそのご家族、ご友人等々、その時々で老若男女様々です。頂上を目指すという共通の目標を持ち、綺麗な景色を愛でながら新しい仲間が増えるという機会にも恵まれます。毎回下山後は地元の温泉に浸かり、その後はおいしい食事とお酒等を楽しみながら、みんなでわいわいと懇親会を行いますので、より一層メンバーのことを知ることができます。

皆様、是非とも一度、全住協山岳同好会の門戸を叩いてください。

[今後の山行予定]

9月29日(土)～30日(日)

那須岳(茶臼岳 1,915m 初級)
～那須活火山を巡り大展望を堪能する。

10月13日(土)～14日(日)

奥鬼怒山(2,141m 初級)
～前日に秘湯・加仁湯に泊まり翌日山頂を目指す。

11月17日(土) 筑波山(877m 初級)

～関東平野に鎮座する名山。山頂の展望を楽しみ神社を詣で温泉に入る。

12月15日(土) 丹沢・大山(1,252m 初級)

～恒例の忘年会登山、しし鍋最高です!

[全住協山岳同好会]

顧問 (株)荒井商店 荒井会長

代表世話人 翔和建物(株) 山田社長

世話人 (株)リビングサービス 福田社長

幹事 (株)ライフ・モア 佐藤社長

幹事 (株)コプロシステム 金田社長

事務局 エスクローファイナンス(株)

須田社長

協会事務局(問合せ) 東 TEL03-3511-0611



「全住協 新保障制度」のご案内

全住協では協会正会員の特典として、協会独自の保険制度である「全住協 新保障制度」を用意しております。

当制度は、全住協の正会員企業で働く役員・従業員の方々やご家族の様々なリスクをカバーできるように準備した、協会独自の制度です。加入方法は『会社加入コース』及び『個人加入コース』2通りがあります。

会社加入コースは「従業員への福利厚生制度」として、個人加入コースは「役員・従業員が個人で加入し、掛金は給与天引できる制度」としてご利用いただけます。

詳しくは8月下旬頃に送付されますパンフレットをご覧ください。

2017年度から「全住協 新保障制度」には「A型」「B型」2つございますので、福利厚生制度を充実させることで、優秀な従業員の採用・定着率向上や組織活性化に「全住協 新保障制度」をぜひご活用ください。

《パンフレット表紙》



これらのページは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレット及び「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店又は引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店又は引受保険会社にお問合わせください。

◎全住協 新保障制度 A型の特長

プラン名	主な補償内容	加入コース	
		会社	個人
シンプル入院補償プラン (※1)	・入院1日につき 5,000円 ・手術を受けたとき 25,000円 又は 50,000円	○	○
がん補償プラン (※1)	・がんと診断確定されたとき 100万円 ・がんで入院や手術をされたとき、 シンプル入院プランと同額 を補償 ・がんと診断確定され、一定の要件のもと退院されたとき 10万円	○	○
ケガ死亡補償プラン (※1)	・事故により死亡されたとき 1,000万円 ・事故により後遺障害が発生したとき最高 1,000万円	○	○
長期収入サポートプラン	・免責期間を超えて働けなくなったとき、毎月 1口あたり5万円 を最長60歳まで(最高4口20万円)	△ ※2	○
親の介護一時金補償プラン	・親が所定の要介護状態となったとき最高 200万円 ・役員、従業員及びその家族が事故により死亡又は後遺障害が発生したとき 100万円	×	○

(※1) シンプル入院プラン・がん補償プラン・ケガ死亡補償プランには、被保険者本人が所定の要介護状態となったときに**100万円**が補償される「本人の介護一時金」を各々オプションとして選択可能(個人加入コース限定)

(※2) 長期サポートプランに会社加入コースはございませんが、同様の所得補償保険として「全住協新LTD制度」を用意しております。詳細は8月下旬頃に送付されますパンフレットをご覧ください。

＜引受保険会社＞ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (2018年7月承認) B18-101497

◎全住協 新保障制度 B 型の特長

2017 年より新設！

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん外来治療保険金支払特約・

親孝行一時金支払特約・弁護士費用総合保障特約等セット団体総合保険)

全住協 新保障制度 B 型は、基本補償の「病気・ケガの医療補償」に加え、「がん外来治療サポート」「ご両親に対する介護サポート」「弁護士費用補償サポート」の「3つの備え」のセットプランとなります。

ご希望に応じて3コースそろえておりますので、手厚い医療補償に加えて離職・休職リスク対策としての「3つの備え」をセットした B 型をぜひご活用ください。

プラン名	主な補償内容				加入コース	
	詳細	松コース	竹コース	梅コース	会社	個人
病気・ケガの医療補償 (※ 1)	入院 1 日につき	7,000 円	5,000 円	3,000 円	○	○
	通院 1 日につき	4,500 円	3,000 円	2,000 円		
	先進医療	500 万円				
がん外来治療サポート	がんによる外来治療 (※ 2) 1 日につき	7,000 円	5,000 円	3,000 円		
ご両親に対する介護サポート (※ 3)	親が所定の要介護状態となったとき	300 万円	200 万円	100 万円		
弁護士費用補償サポート (※ 4)	法律相談費用	10 万円 (自己負担額 1,000 円)				
	弁護士委任費用	300 万円 (自己負担割合 10%)				

(※1) 無料電話相談サービスである「損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル」(メディカルサポートサービス、メンタルヘルスサービス)がご利用いただけます。

(※2) 「外来治療」とは入院を伴う通院治療、入院を伴わない通院治療いずれも補償の対象となります。

(※3) 「介護サポートサービス」がセットされます。

(※4) 「弁護士紹介サービス」がセットされます。

<引受保険会社> 損保ジャパン日本興亜損害保険株式会社 [SJNK18-04341]

◎全住協 新保障制度 A 型・B 型の 2018 年度募集スケジュール

	全住協 新保障制度 A 型	全住協 新保障制度 B 型
会社加入コース	随時加入可能	随時加入可能
個人加入コース	年 1 回の募集 (9 月 14 日締切)	随時加入可能

様々なニーズにお応えできるよう、多様なプランをご用意しております。詳しくは 8 月下旬頃にパンフレットをお送りしますので、内容をご確認いただき、ぜひ加入のご検討をお願いします。

なお、少しでもご興味を持たれたお客さまに直接説明にお伺いさせていただきます。また、従業員さま向けへの説明会等も実施させていただくことも可能です。専門のスタッフがご説明しますので、ご希望の企業さまは、お気軽に以下コールセンターまでお問い合わせください。

取扱代理店：ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社

問合せ先：アフィニティ・コンタクトセンター 0120-257-522 携帯電話からもご利用いただけます。

受付時間 9：00～17：00 (祝日を除く月～金)

〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

人財開発コラム 第2回「全住協教育研修体系」について

(株)ブラックス 取締役

(株)日本能率協会マネジメントセンター パートナーコンサルタント 岩井 信也氏

前回から人財開発に関する連載コラムを開始しましたが、今回はその第2回目として「全住協教育研修体系図」について詳しくご紹介したいと思います。

1. 教育研修体系作成の狙い

全住協教育研修体系図は、当協会が提供する予定の研修を階層と習得スキルで分類したものです。ここでは、以下「人的スキル研修」と「職務スキル研修」の2つに分けてその内容を説明します。

<人的スキル研修について>

この研修は、新人から管理職までの各階層ごとに設定された、リーダーシップ／マネジメント能力強化のための研修です。多くの企業でいわゆる階層別研修が行われている理由は、階層が上がるごとに求められる役割が変わり、その都度本人のマインドセット（思考回路や心構

え）を変える必要があるからです。研修では、参加者同士のグループワークやディスカッションなどを通じて、自身が変わらなければならない理由に自然に気づくよう、設計しています。

<職務スキル研修について>

この研修は、自身の担当業務プロセスを効果的／効率的に点検できる力を身につけるために、業界知識、資格試験、営業／マーケティングなど職務上必要な専門能力ごとに分類して実施される研修です。事例の紹介やケーススタディを通じて、研修受講後も自律的な能力開発を継続的に行えるような動機付けも重視しています。

それでは、以下さらに詳しく見ていきます。

平成30年度 一般社団法人全国住宅産業協会
<教育研修体系図>

*網掛け部分は既存の研修。

階層	スキル分類							
	人的スキル (リーダーシップ・ マネジメント)	職務スキル					グローバル	
		業界知識	資格試験	営業 マーケティング	ビジネス計数	契約法務 コンプライアンス		
新人	新入社員研修	住宅販売業務スタートアップ研修 (以下の職務スキル研修の入門編としての位置づけ)					不動産英語基礎研修	
	新人フォローアップ研修							
	新人自立研修	基礎実務研修	宅建対策講座	営業／マーケティング 基礎研修	仕事の数字 基礎研修	コンプライアンス /契約法務 基礎研修		
2-3年目	一人前社員研修							
中堅	若手リーダー研修	不動産業務研修 公正競争規約研修	-	営業マネジャー 向け実践講座 (マーケティング編)	管理職のための 計数管理研修	管理職のための コンプライアンス /契約法務研修	グローバル ビジネス 研修	グローバル ビジネス 研修
管理職	一般管理職向け マネジメント研修						海外不動産 取引編	国内不動産 取引編
役員／代表者	<ul style="list-style-type: none"> 経営能力向上研修 (次世代経営層含む) 代表者向け講演会 							

※色文字は今後、年度内に実施予定の研修

2. 「リーダーシップ／マネジメント能力」の強化と「職務専門能力」の強化

<階層別リーダーシップ／マネジメント能力開発のテーマ>

・新人

学生から社会人になる心構え、ビジネスマナーや基本行動（メモ、整理整頓、報連相など）定着を目指します。リーダーシップ／マネジメント能力開発のスタートラインとしての位置付けです。

・2－3年目

一人前の社員として自立／自律を目指したセルフリーダーシップの理解と実践を目指します。さらに中堅社員への成長に向けた目標管理や業務改善など「仕事の側面」のリーダーシップと後輩指導など「人の側面」のリーダーシップの意識付けを始めます。

・中堅

現場のリーダーとして「周囲へ影響力を行使する」リーダーシップの理解と実践を目指します。また、職場の問題解決を管理職と共に行う、他部門、同僚、後輩との良好な人間関係の構築など、近い将来の管理職候補としての自己の課題整理も行います。

・管理職

「自分の考えを、人を動かして実現する」管理職としてのリーダーシップの確立を目指します。安定して目標数字をクリアするための仕事と人の「管理」の視点と、組織の発展のため中長期的に業務の見直しや人財育成を考える「改革」の視点の双方から、自身の職場の問題発見と課題整理も同時に行います。

<職務専門能力に関する自律的、継続的な学び>

・基礎的な知識のガイドラインの提示

各職務スキルの研修においては、その内容がそれぞれの領域における専門知識の基礎的なガイドラインとなるように意識しています。とかく日常業務で得られる、あるいは自己学習等では偏りがちな専門領域の知識について一定の指針を示すことで、習得したい専

門スキルについて今後強化すべき内容が明確になります。

・管理者向け職務スキル研修

職務スキル研修では、管理職としてのマネジメントの視点から設計された研修も用意しています。単に研修で扱う知識レベルが上がるだけでなく、いかに業務プロセスを改善し、リスク回避や収益性の向上に結び付けられるか、そのヒントが得られるよう、ケースを用いた講義やグループディスカッションを行います。

<他の受講者からの学び>

研修全体を通して、講師による講義と同等かそれ以上に参加者同士のグループワークやグループディスカッションの時間を重視しています。それは、研修内容の理解が深まるだけでなく、他の受講者から刺激を受け、行動変容（自身で課題に気づき、その後の行動を変える）を起こすきっかけとなることを狙っているからです。

3. 受講しっぱなしに終えない工夫～研修で発見した課題実践のためのフォローのお願い

<早めの研修報告の実施>

『鉄は熱いうちに打て』と言いますが、本人のモチベーションが高まっているうちに研修報告を行う時間をとっていただければと思います。どのような課題を研修中に発見し、今後自分はそれについてどう実践するつもりなのか、自身の口から報告させるとともに、励ましや助言をお願いいたします。

<3か月後～6か月後の振り返り>

上記の課題実践を継続的な取組みとして定着させるために、ぜひこの振り返りの時間もとっていただければと思います。定期的なフィードバックは本人の意欲の継続に非常に効果があります。一部の研修では、最初からそれを意図して研修後のアクションプランシートにそのための欄が作られています。ご活用いただければ幸いです。

人財開発コラム

これ以降は、教育研修体系図に基づいて本年度新規に実施した研修の報告をいたします。

<全体概要>

本年度から新たに実施した研修は、4月17日の「新人住宅販売業務スタートアップ研修」を皮切りに7月末現在で計9コース、延べ133名の受講者と17名のオブザーバーにご参加いただきました。これら研修コースに共通するのは、講師からの講義だけでなく参加者同士のディスカッションから得られる「気づきや刺激の与え合い」に重点を置いている点です。研修終了後のアンケートでは、単なる研修満足度ではなく、「今回の研修は仕事上の気づきを与えてくれるものであった」と「今回の研修のような他社の社員との合同研修をまた受けてみたい」という2つの設問に対する評価(5段階)を特に注視しています。ここまでの9コースで上記2つの設問に対する評価は前者が平均4.52、後者が平均4.40と概ね設計意図どおりの反応をいただいています。

<受講者の声>

4/17「新人住宅販売業務スタートアップ研修」

- ・ロープレをする内に顧客との会話でどのような知識が必要になるのか理解できるようになった
- ・3年後のプランを考える良い機会となった

4/23「契約法務&コンプライアンス入門研修」

- ・事例などで意見交換をした上で、説明していただけたので理解しやすかった
- ・不祥事が発生してしまう条件などがわかり、改善できることが少し見えてきた

6/11「営業コミュニケーション基礎研修」

- ・今まで気にしていなかったことを確認できた
- ・質問力の重要性について知ることができ良かった

6/12「仕事の数字基礎研修(営業社員向け)」

- ・根性論ではない、プロセスの組立て方が分かって良かった
- ・数字についての認識が変化した

6/12「仕事の数字基礎研修(営業社員以外向け)」

- ・課題の数値化を実践して身につけたいと思った
- ・上司に「根拠は？」と聞かれるので、仮説→

実行→検討をして提案してみたい

6/26「生産性向上をリードする管理職のための計数管理研修」

- ・BS/PLのチップを使って手を動かす演習は理解しやすかった
- ・自社の財務分析に早速活用しようと思った

7/23「新入社員フォローアップ研修」

- ・仕事の要素の分解は大事だと気づいた
- ・グループワークを行い、問題点を理解する流れだったので理解しやすかった

7/26「組織変革の担い手となるための若手リーダー研修」

- ・一定の知識や会社への考え方を持つ参加者達の意見が聞けて良かった
- ・発掘問題、創出問題の考え方を深く学びたい

<今後に向けて>

受講中に得られた気づきや、そこから生まれる研修後の取組みテーマの発見について一定の成果が得られたので、今後はそれを研修受講者が継続して職場実践するための支援が重要と考えています。例えば、研修中に作成するアクションプランシートを各社の研修担当者や上司の方と共有し、受講後の振り返りに活用いただくことで、各社の目標管理制度との連携を図るなどです。

新人の時から体系的に人的スキルと職務スキルを向上させることの重要性和その効果について、より明確に会員の皆様に感じていただけるよう、次回で4回目となる人財開発定例勉強会や来期に向けた説明会などでご意見をいただき研修の開発・運営に反映させてまいります。



協会だより

委員会開催状況

[組織委員会]

日時 平成30年6月28日(木) 14:30~15:50
場所 ホテルルポール麹町
議事 平成30年度組織委員会事業計画(案)、
各種研修会の実施報告及び開催案内、
住生活女性会議等の報告を行った。

[政策委員会]

日時 平成30年6月20日(水) 14:00~15:00
場所 ビジョンセンター永田町
議事 「最近の政策動向について」の講演並
びに消費税率引上げに伴う駆け込み需要・
反動減対策について、平成30年度政策
委員会事業計画について審議した。

[流通委員会]

日時 平成30年7月10日(火) 12:00~14:00
場所 弘済会館
議事 「不動産取引におけるITの有効活用」
「アットホームから見る既存住宅の流
通事情について」等の講演、平成30年度
事業計画案等について審議を行った。

代表者変更

会社名 青木あすなろ建設株式会社
新代表者 辻井 靖

会社名 イトーピアホーム株式会社
新代表者 泉 知己

会社名 株式会社コスモセブン
新代表者 灰渕 総一郎

会社名 株式会社JNコミュニティ
新代表者 村上 忠

会社名 株式会社サンエース
新代表者 谷岡 倫常

会社名 株式会社大京アステージ
新代表者 三宅 恒治

会社名 株式会社大京穴吹不動産
新代表者 小走 和明

会社名 株式会社大興ネクスタ
新代表者 菅野 良寛

会社名 多田建設株式会社
新代表者 佐藤 俊也

会社名 東芝エレベータ株式会社
新代表者 松浦 孝之

会社名 株式会社永谷
新代表者 押川 知子

会社名 ハドソン・ジャパン株式会社
新代表者 鍋木 政俊

会社名 ベターライフハウス株式会社
新代表者 戸谷 守

会社名 ミサワホームセラミック株式会社
新代表者 小林 健

会社名 株式会社リノウエスト
新代表者 佐藤 慎二郎

会社名 あいおいニッセイ同和損害保険
株式会社
新代表者 植月 道雄

会社名 エヌ・ティ・ティ・インフラネット
株式会社
新代表者 松田 哲

会社名 株式会社住宅あんしん保証
新代表者 梅田 一彦

協会だより

会社名 東光商事株式会社

新代表者 高橋 正憲

会社名 西日本住宅産業信用保証株式会社

新代表者 服部 敏也

会社名 株式会社LIXIL関西支社

新代表者 野口 淳

代表者・電話番号変更

会社名 株式会社ユニハウス

新代表者 戸谷 守

新TEL 03-6417-3045

会社名 セントラル警備保障株式会社

新代表者 澤本 尚志

新TEL 03-3344-1711

代表者・FAX 番号変更

会社名 株式会社SBJ銀行

新代表者 富屋 誠一郎

新FAX 03-5439-5927

住所変更

会社名 株式会社エスコンリビングサービス

新住所 〒101-0041 東京都千代田区神田
須田町1-24-6 ACN神田須田
町ビル11階

TEL 03-3526-6171 (従来どおり)

FAX 03-3526-6172 (従来どおり)

会社名 株式会社藤和ハウス

新住所 〒188-0011 東京都西東京市田無
町4-7-9

TEL 042-466-7000 (従来どおり)

FAX 042-466-2224 (従来どおり)

会社名 株式会社クラシファイド

新住所 〒104-0031 東京都中央区京橋2
-2-1 京橋エドグラン

TEL 03-5656-5530

FAX 03-5656-5531

会社名 安心計画株式会社

新住所 〒140-0002 東京都品川区東品川
2-2-20 天王洲郵船ビル15階

TEL 03-6459-0408 (従来どおり)

FAX 03-6459-0409 (従来どおり)

電話番号・FAX 番号変更

会社名 株式会社アズ企画設計

新TEL 048-298-1720

新FAX 048-298-2170

会社名 株式会社AHC

新TEL 047-486-1961

新FAX 047-486-1963

会社名 株式会社シブヤテレビジョン

新TEL 03-5784-5951

新FAX 03-5784-5950

会社名 株式会社Fan's

新TEL 03-4577-2000

新FAX 03-4577-2001

FAX 番号変更

会社名 株式会社アゲル

新FAX 029-886-3225

会社名 株式会社三明

新FAX 03-3319-3827

会社名 株式会社ニッテイライフ

新FAX 03-4589-6312

担当部署名変更

会社名 大阪ガス株式会社

旧部署名 法人第2営業部

新部署名 法人住宅営業部

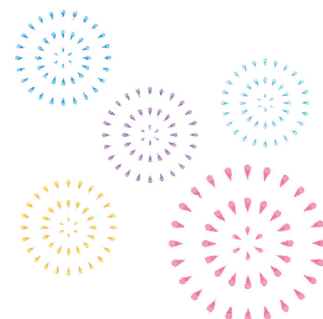
協会だより

会 社 名 関西電力株式会社
 旧部署名 お客様本部リビング営業計画G
 新部署名 営業本部リビング営業部門

T E L 03-3353-2131 (従来どおり)
 F A X 03-3353-2199 (従来どおり)

住居表示変更

会 社 名 田中土建工業株式会社
 新 住 所 〒160-0003 東京都新宿区四谷本
 塩町14-1



業務日誌

6月26日(火)	・生産性向上をリードする管理職のための計数管理研修を開催。(主婦会館) ・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(弘済会館) ・宅地建物取引士受験対策講座を開催。(東京学院ビル)
27日(水)	・井上義久衆議院議員「国政報告会」に神山会長が出席。 (ANAインターコンチネンタルホテル東京) ・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
28日(木)	・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会連合会懇親会に神山会長、牧山副会長が出席。(ホテルニューオータニ) ・組織委員会を開催。(ホテルルポール麹町)
29日(金)	・(公社)全日本不動産協会・(公社)不動産保証協会懇親会に神山会長、牧山副会長が出席。 (ホテルニューオータニ) ・住生活女性会議講演会を開催。(弘済会館)
7月3日(火)	・宅地建物取引士受験対策講座を開催。(東京学院ビル)
6日(金)	・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(八重洲博多ビル) ・人財開発定例勉強会(第3回)を開催。(協会会議室)
10日(火)	・流通委員会を開催。(弘済会館) ・宅地建物取引士受験対策講座を開催。(東京学院ビル)
17日(火)	・戸建住宅委員会を開催。(主婦会館) ・宅地建物取引士受験対策講座を開催。(東京学院ビル)
19日(木)	・政策審議会を開催。(主婦会館)
20日(金)	・総務委員会を開催。(協会会議室) ・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(中日パレス)

会報 全住協 通巻65号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
 (平成30年8月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の16社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)トルネックス	エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・日本ポリプロ(株)	我が家の防災ファイル
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)ベーシック	ENJO(エンヨー)オリジナルセット
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・日本リビング保証(株)	住宅設備の延長保証サービス「住設あんしんサポート」
・(株)リビテックス	水まわり設備4点セット
・(株)ダイテック	不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
・プラチナ出版(株)	宅建受験対策書籍

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012	FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301	FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字沓町24-5	TEL.022-343-2021	FAX.022-343-2282
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125	FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033	FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017	FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446	FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920	FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800	FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669	FAX.06-4963-3766
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969	FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地経営協会	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335	FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419	FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441	FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南都元町14-9	TEL.099-285-0101	FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410	FAX.098-863-7410

支部

北海道支部	〒063-0836	北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662	FAX.011-664-8662
関西支部	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503	FAX.06-6263-5550

特別会員

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>

